記載例１（個人事業開始届出　識別符号付与業務委託なし）

別記様式第１号（第１条関係）　　■■～元号を記載

その１	※受理年月日	年　月　日	※受理番号	
	※受理警察署		（　　署）	

事　業　開　始　届　出　書

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第７条第１項の規定により届出をします。

※提出日を記載　■■〇〇年〇〇月〇〇日

長 崎 県　公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

長崎市大黒町〇番〇号　※PC入力、ゴム印可

山田　太郎　※押印不要

（ふりがな） 氏名又は名称		やまだ　たろう 山田　太郎
住　所		長崎市大黒町〇番〇号
（ふりがな） 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	1	であいまるばつまるばつ 出会い〇×〇×　※実際に使用するサイト名称等を記載
	2	
	3	
事務所の所在地		・自宅兼事務所の場合は自宅住所を記載 ・自宅と事務所が違う場合は、事務所の住所を記載 例　長崎市万才町〇番〇号　〇〇ビル〇階
事務所の電話番号		０９５－〇〇〇－〇〇〇〇　※固定電話がない場合は携帯電話番号でも可
事務所の電子メールアドレス		nagasaki@kei.〇×.com
児童でないことの確認の方法		例　クレジットカードでサイトの利用料金を支払う同意を得て、児童でないことの確認をする。　※詳細は別紙１参照
送信元識別符号		サイトのＵＲＬを記載する。※詳細は別紙２参照
事業を開始しようとする年月日		■■〇〇年〇〇月〇〇日　※届出日の翌日以降を記載する。

記載例１（個人事業開始届出　識別符号付与業務委託なし）

その２（インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人の場合のみ記載）		
代表者	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	
役員	（ふりがな） 氏　　名	
	住　　所	

記載例１（個人事業開始届出　識別符号付与業務委託なし）

その３（児童でないことの確認において、識別符号付与業務を他の者に委託している場合のみ、当該委託を受ける者について記載）			
（ふりがな） 氏名又は名称			
住　　所			
識別符号付与業務の委託を受ける者が法人の場合	代表者	（ふりがな） 氏　　名	
		住　　所	
	役員等	（ふりがな） 氏　　名	
		住　　所	
	役員等	（ふりがな） 氏　　名	
		住　　所	
	役員等	（ふりがな） 氏　　名	
		住　　所	
	役員等	（ふりがな） 氏　　名	
		住　　所	
業務の実施の方法			

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。
2　「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が２以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
3　「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。
4　「児童でないことの確認の方法」欄には、国家公安委員会規則第５条に規定する方法のうちいずれかを記載すること。
5　「送信元識別符号」欄には、電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を記載すること。
6　識別符号付与業務の委託を受ける者が法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者を記載すること。
7　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
8　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

記載例１（個人事業開始届出　識別符号付与業務委託なし）

別紙１

事業開始届出書その１に記載する「児童でないことの確認の方法」の記載要領

「児童でないことの確認の方法」は、施行規則第５条に規定するいずれかの方法（以下の４項目）により年齢確認を実施してください。

１　運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の年齢又は生年月日を証する書面のうち
　・年齢又は生年月日
　・書面の名称
　・書面を発行した者の名称
に係る部分の提示、写しの送付又は画像の送信を受けること。

２　クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

３　あらかじめ、上記１又は２の方法により児童でないことの確認を受けた者に識別符号（ＩＤ・パスワード）を付し、利用の際にその送信を受けること。

４　児童でないことの確認業務を識別符号付与業務受託業者に委託している場合は、利用者から送信を受けた識別符号について、委託業者に紹介すること等の方法により確認すること。

【例外】
特定情報提供役務の提供を受けない利用者については、次に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認すれば足りる。
　・インターネットを利用してその年齢又は生年月日の送信を受ける。
　・インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答を受ける。
つまり、例外として
　サイトの無料お試しサービスなどを想定し、利用者が電話番号や住所、待ち合わせ場所などを書き込めない仕組みになっていたり、他の利用者のそうした情報を閲覧できないようにしている場合は、上記いずれかの方法により児童でないことを確認すれば足りる。

記載例１（個人事業開始届出　識別符号付与業務委託なし）

別紙２

事業開始届出書その１に記載する「送信元識別符号」の記載要領

「送信元識別符号」とは、一般的にインターネット異性紹介事業を行うサイトのＵＲＬをいう。

携帯電話（いわゆるガラケー）、スマートフォン、パソコンなど、アクセスする端末の種別に応じてアクセスするＵＲＬが異なる場合は、全てのＵＲＬを記載する。

「ｗｗｗ」を省略してもサイトにアクセスできる場合は、省いたＵＲＬも記載する。

例

元のサイトがhttp://www.abc○×.com/であり、機種に応じてＵＲＬが異なり、かつ、それぞれｗｗｗなしでアクセスできる場合は

http://www.abc○×.com　メインのＵＲＬ
http://www.k.abc○×.com　携帯電話用のＵＲＬ
http://www.s.abc○×.com　スマートフォン用のＵＲＬ
http://www.p.abc○×.com　パソコン用のＵＲＬ
http://abc○×.com　メインのＵＲＬからｗｗｗを省いたＵＲＬ
http://k.abc○×.com　携帯電話用のＵＲＬからｗｗｗを省いたＵＲＬ
http://s.abc○×.com　スマートフォン用のＵＲＬからｗｗｗを省いたＵＲＬ
http://p.abc○×.com　パソコン用のＵＲＬからｗｗｗを省いたＵＲＬ

の合計８個を記載する。

枠に入らない場合は、別紙のとおりと記載し、別紙（様式は問いません）にＵＲＬを記載する。